

平成20年度第1回発注者綱紀保持委員会議事概要

日 時 平成20年5月26日（月）15：00～16：00

場 所 那覇植物防疫事務所所長室

出席者 所長、庶務課長、統括植物検疫官（総括及び輸入検疫担当）、統括植物検疫官（輸出及び国内検疫担当）、庶務課課長補佐

概 要

1. 発注者綱紀保持委員会設置の趣旨について所長から説明（周知）
2. 発注者綱紀保持規程の概要について庶務課長から説明（周知）
3. 農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反する事項及び第三者からの不当な働きかけについての事項はなかったこと及び業者からの問い合わせ等もなかったことについて報告
4. 研修等の開催状況について、昨年10月30日に会計担当職員を対象とし講習会を実施した旨報告
5. 発注者綱紀保持研修の実施方針について決定（別添1）
6. 発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知方針について決定（別添2）
7. 次回開催予定について決定

（次回委員会は、平成20年10月頃を目途に開催する予定だが、必要が生ずれば随時開催）

発注者綱紀保持研修の実施方針について

農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年7月31日農林水産省訓令第22号）第14条第1項及び第2条に基づく大臣官房経理課長が実施する研修が平成20年5月13日～14日に農林水産本省で行われ、庶務課長が参加いたしました。

当所において実施することとされた研修内容は下記のとおりです。

◎施設等機関及び地方支分部局が実施する研修等

- (1) 当該機関の発注者綱紀保持担当者による研修等
- (2) 必要に応じて大臣官房経理課職員による研修

発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知方針について

1. 横浜植物防疫所ホームページに、「事業者の皆様へ」「那覇植物防疫事務所発注者綱紀保持委員会設置要領」（以上継続）及び「委員会の議事概要」を掲載する。
2. 以下の内容を、入札公告に掲載を行う。併せて、発注窓口にチラシを備え付け、関係業者に周知徹底する。

◎農林水産省においては、発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を行っていること

◎不当な働きかけを受けた場合においては、ホームページに公表すること